슾

盆 地 の 定 期 修 市 験 の Ш 伏 市 に 立 ٢ ょ そ る の 歴 史 心

菊 地 利 夫

仮設としての課題

た 世 当時の山伏の市立ての原型を明らかにしたい。 近世初期に あるということである。 L 初 田家の 家文書を被見して、 ける領国経済圏と定期市の関係、 た定期市もすくなくなく、 の定期市開設に一つの に開設された多くの定期市と異なるものがあると考え、 々 い況と盛衰などがある。 Ŕ のが多い VC 長井政太郎の定期市の 津盆地における近世定期市の研究には、 藩 性格などの論文があり、 よってほとんど研究され 会津若松藩の商業統制政策や市場統制者としての商 主の許可によっ さかの が、 ぼ その外にさらに古く中世に、 b 高田定期市と同じくする起源と性格を持ち、 て 修 この仮設を証明するために逆行法を用いて 仮設をたてた。 会津盆地の近世定期市の諸問題はこれらの 験 地方知行を持つ小領主によって開設 起源と市神、 近世に 山 一代の また伊東 た。 最近では丸井佳寿子の定期市の市 市 おけるその残存は高田 しかし筆者が 立ての状況とその歴史心理 豊田 との地方の定期市は、 実の高田町近世定期市の 武編の『若松市史』に 多くの先学の発表が 熊 野修験山伏が開設 会津高田 定期市で 町の天野 人司 会津盆 近世 され の簗 沂 お あ

> K T 家は 5 かを見よう。 簗 た。 田 高 初 当 組 田 期 と吉 から、 時の会津盆地 に居住する 延宝三 (一六七五) 原組の (田家は若松城下町に居住する商 市場商人がどとまで勢力圏として進出してい 商人司であり、 (会津郡) とその隣接地方の日市と定期市 年の文書によれば、 両者に多くの 市場商 人司であり、 人が属 吉

= 候 御郡中 テ モ 吉 原組方々へ罷出候儀 簗田組之末ニ指置申候(1) 日市之分不残簗田組手遊仲ヶ間 十八九ヶ年 以 来 罷出候得共 見世両行 何 有 方

玉 瀬上 であ 組 T 猪苗代 若 場 市 津 延 の勢 松城 3場街 一分などであった。 は 商 盆 宝三年より十八九年といえば万治元(一六五八) Đ, \wedge 地 ・棚倉であり、 簗田組の市場商人と地元の市場商人のみであり、 が 路 力圏ではなかっ 下町をはじめ、 0 漆などの社寺の縁市であっ 日 仙 並ぶような店順序となったと述べている。 の両側に並び、 市において、 道 (中通り) ま た。 た浜通りでは岩城城下町 石塚·羽黒山· では川俣・ 簗田家に属する市場商人(手遊仲ケ間) かつ見世頭を出し、 それらの日市は米沢盆地の米沢 た。 須賀川•三春•二本松• 滝沢・ 会津盆地の隣接地方に 塔寺• その末席に吉原組 相馬 天屋 年に当るが、 日市の開設 竜島 もはや吉原 ・ささの 勝堂寺 福島 お 地 0

町 ح 田 Ō 付 ĸ 定期市にあっては、 あり、 うち高田 塩川 そ 青木。 の他に 市を除いて、 . 熊倉 • 坂下 会津盆地において、 見世が街路に二 田島 小荒井• 古町、 大八郷• 西 一列に 若松城下町に六斉市が 勝 野 横田 沢原町 並び、 ゃ 高田にあっ 列に 小田 は簗田 中

市 が 슾

は

組 髙 他 田 市 0 だけは 列には吉原組 これらの定期市とは異なってい が並び、 簗田組から見世頭を出した。しか(2) た

方見世 御 裁許落者 商 人棚 頭 子居 三被仰付候3 高田 [村之事ハ吉原方見世頭ニ居 簗田方吉原方と云 先年簗田吉原見世訴論之時 其外之市場ハ簗田

りと、 定期 VC 方に ま 田 で 市 定期市のみにおいて、 • 二本松城下町 • 元宮 • 下 およんでい あげれば、 VC おい 野国において日光・宇都宮・ ・て簗田 近世前期 |組が見世頭を出していた土地を会津盆地の隣接 吉原組が見世頭を見すことに決定された。 において、 郡山 八町 三春 奈須•黒羽 Ē 1城下町 福島 佐久間• 保原などの中通 須賀川• 大田 白 1河城 原

藩領 とりあげて吉原家の提出する証拠文書を徹底して却下した。 (5)家の係争問題の裁許において、藩庁は簗田家が提出する証拠文書を 環として商業・ が との係争問題が発生した。 組 0 を圧 会津二十 とろ簗田組が会津盆地各地の定期市において商人頭を出して吉原 全体の市場商人を統制しょうとした。 とのとき若松城下町に居住する簗田家を藩領の商 掲 迫した。 の古文書引用の訴論とは寛文五 五万石の領主となり、 流通の面においても領内の中央集権化をおしすすめ 高田定期市においても同 それは寛永二十(一六四三) 寛文·延 (一六六五) 様にしょうとすることから したがって簗田家・吉原 宝にかけて藩政確 年であっ 人司に認め 年に保科氏 立の た。 T ح

てきた芦名氏は、 か 近 世初期に 鎌倉時代から約四〇〇年に会津 会津とその隣接地方に 天正十七 五八九) おける領 年 • 中通り • 浜通りを支配 アに伊 主の交替はめまぐるし 達政宗に滅ぼされ T

> 生氏 進められる時期において、 色あせた宗教的勢力に頼るが、 ても新領主は従来通りにこれを承認していくことであり、 としての証拠文書には芦名氏の名判があるものであった。 は芦名氏時代であり、 五十年間に領主はかくも交替した。簗田家が商人司に任じられ 正十八年一慶長三年)、上杉氏 から大変化が生じた。 に簗田家は政治的権力と密着していたことである。第二に吉原家 すべき二点がある。 古文書であっ して吉原家が提出した証拠文書は領 2 のみ商人司としての地位を藩主も認めざるをえない歴史的 たのではない (慶長六年一寛永四年)、 たことが、 かということである。 第一に簗田家の商人司の地位は、 伊達氏 前述の広範囲にわたる各地の定期市の商 吉原家に不利な裁許となった。 吉原氏が根拠地とする高田定期市に (天正十七一同十八年) 加藤氏 保科氏時代の商業上の中央集 (慶長三年1同五年), 主の名判がない古い修験山 (寛永四年1同二十年)と約 領主が交替し ととで ふたたび蒲 蒲生氏 そ とれ 権 ñ ほど 化 注 伏 た な VC 人司 天

三 在方町高田と高田 T 定期 市 の復原

あ T

年の編著の『新篇会津風土記』・によれば、高田村は「家数二百四十八軒 は とれは農村である上に定期市や宿場町 を課せら 三五〇石 · 南の 近世の かぶせ 一端を上丁 高田 れ 田田 盛」の 約一五 村 ふつりの農村の は越後街道 石盛をつけられ 次を中丁 六町歩、 (今市街 免が 畑約八九町歩)の大集落で免八ッ一分 末を下丁と云 五ッ たからである。 道) を兼ねていたので、 Ī に街村形態をなし、 六ッにくらべて高かっ 中 程に少し東に折る所 享和三(一八〇三) 村高の免 村高二

村に 数も 方町 から 八 ば 百 ぼ 定期 一藩庁に 高田 簗 减 としてもっとも発達 ΠJ 田 Ŧ と記して、 少 T 寛永五 ĺ 市 組 加 村 が VC 定 袞 は が盛んになっ よる圧 期 えた定期 市 馬 家 (一六六五) 淡数三百· 街 b 九十九匹」 迫 衰 村 活の のみを強調しているが、 えたのであろう。 が 1六軒 折 たことをも考えなけ したのは寛文期であり、 振興 ħ とある。 曲 年 窯三百 - 著の 願を提出しているから、 2 ていることを注意し 高 宝曆五 九十二 田 組郷村 との主因は多くの ればなら 隣村の 男九百九十三人 土 中 地 七 期 帳 五 から な 天領の 五 K T S 高 よって 5 年に る。 ٨ 街 田 は 永 村 村 八井野 郷 城 0 から 見 さ 家 在 頭 女 下 n か

てい る 斎 市 立 定 当 村を上中下 と三町 に分け 上町 四 日 + 八 日 中

桜

慢農栞

村

市

の巻によれば高田

定期

市

の盛んなころ

Ō

状

況

が

記

され

見 世 頭 と定 商 人棚 VC 居様之順 片行之頭 BT

日

廿

几

日

下

町

十四日

1廿八日

棚

は南北

行

VC

置

南

一の方

Ξ

町

0

境界を明らかにしている。

ヲ

上町

シ

次ヲ

中

町

末ヲ下

町

٢

云

中

程ニ少シ

折

V

g

N

所

T

番 小 間 物 番 塩 **酒肴之類**

木 番 茶

 \equiv 古 三番 ð 笠

几 雑

右 之外 諸 品 商 物 南 之方 江 置 但 棚 之打 様 毎月 東 西 交 打

市 場 江 出 ル 諸 品 売

TE. 月 ľ b 三月 ま で 炭薪 灯 松 纙 莚 一之喰

九 月 中 は 直 綿 1> 柄 麻 Ш は ぎ 小 ・柱ほ け 擢磨

+

爿

より極月

迄

万穀物

Ġ

す杵

手洗

編

菜

馬

Ø

はみ

几

月

五

月

中

うど

わ

Ġ

Ū

里芋

種子

竹子

蓑

笠

鍬

方町 とれ 0 b 高 田 は 商 村 市 В 場 中下三 商 六斎市に 人の 町 商品や近くの農民 一之者共 参 加し た。 市 宝曆 場之定例を相 五 からの 年 Ó 商品 定期 守 で 市 ある 市 振 場 興 願 の中に 高 田

者共

商売之品

定之市

場

特出可

致

商

売

候

村土 期市 宿場町 され 記 人司 とある。 L 高 T 田 の吉原家に上納 地 VC た。 いる 帳 村 として旅館営業をしたり、 f したが この街 参加 定期市の見世は見世賃に大小の金額のちがいが vc るが、 、 は Ļ 村形態をさかの 桜農栞村中之巻に寛 寛文期の 0 他方に T 高田 高田 は村 村 吉原家から藩の 民は在方町 村 ぼ 高 物資運送 『の耕 は 2 上町 T 文期以 初期形態を考えよう。 地で農業をして年貢を納めたり、 送の の商 代官と郷頭に若干ずつ上 中 が前の 町 駄賃稼ぎをしていた。 人として営業を行い、 高田 下 町 村古図を示し Ø 三町 高 で あると がく \blacksquare 組 郷 定

此 村家数 百 窯 東 西 三町 $\dot{+}$ 四間 南 E 北十 五町 五十 应 間 南 揣

1) 此 折 迄古代中 町 ナ 1) 新町 七十二軒 押ナベテ下町 唱

ら近世 農栞の 义 が や町 町 まで上町 た所で終ってい 1 今 で は 新町 あ S 初 明 (古代中町) う古代中町に当る。 期 治 であ た VC 初 一云フ から は 期 た。 下 0 者 近 郡役所 となり、 高 世 町 ナ 前期 図 田 (新 1 村 VC 通 VC **町** 街 新町 つまり b 新 お 村 から 町 5 は 0 いなま が下町とよばれて三町となったと T が 土 近世 その 南端 街 路屈曲 なだなく、 地 南端に 初期 割図で の永井野 点ま とろには ある。 発達 街 で下 村は 村境から郡 たの 寛文期 上町 町 中 で 程 で、 0 没所 折 以 下 町 'n 前 桜 诵 #H

が残 外に集落機能としてさかのぼる資料 ではさかのぼることができる。 考えられる。 っている。 集落形態としてこと と の

資料がある。 代戦国 高田村郷頭の著である『高田徴古録』]時代の高田村の起源を考える

ıọo 200

永井野村

300

文明十 新篇風土記二塔寺村八幡社長帳 町 村の西二町二古館跡アリ 戦死ノ者有シ由ヲ載 几 面 一年五月二十七日高田館落 土居濠 ノ形残レ 1) 方

各地 田郷・ 機能を持 田 松城主の芦名盛高に亡ぼされ いたという。 の南部から下野国にまでひろが とも記してあるが、この館主は小俣 館の落城は文明十二(一四八〇) 右京大夫幸高といい、 『高田徴古録』によれば、一 は戦国時代に高田館と定期市が した中 には定期市 小俣郷・金山谷郷など会津郡 ってい 世 一末の 戦国 が高 た。 初期城下 大名の小俣氏は 田 小俣氏の領土の その領土は高 以 外に ・町として 説には高 にも開設 0 年 0 結 高 若 τ 田

(近世の新町)

との新領土の定期市にまで商人司として勢力圏を拡大したと考えら 土が芦名氏の領土に編入されると、 せえたのであろう。 会津盆地の各地の日市や定期市に吉原家に属する市 前期まで吉原家は若松城下町 されてい は 高田市を管理した吉原家であったと思われる。 その中で吉原家が根拠地とする高田市だけが吉原 たと思われる。 しかし小俣氏が芦名氏に亡ぼされ、 ح れら Ó 商 の定期市 人司であっ 若松城下町の 0 市場 た簗田家と対抗して、 商人を支配し 商人司 場商 たがって近世 小 家の商 の簗田家が 人を進出 俣氏 た商 の領

れる。

図1 会津高田町の土地割(明治初期)

田 としての地位だけをようやく確保できたのであろう。 一村の条に、 吉原家とは何者かを検討してみょう。『新篇会津風土記』の大沼郡高 四 吉原源之熏 此地ニ住シテ先祖 商人司としての吉原家の 享和二年とろの吉原家について述べている。

由

仲間之定」という古文書 は現存していない。『新篇会津風土記』には吉原家の「連釈頭 在も高田町に長光寺が ヲ行ヒ 原ニ ٢ ソ ١ その仲間という市場商 作 云 1) 猶毎年正月十四 百 廿日ニハ組子ノ商人ヲ集メ 此村ノ .長光寺モ文安年中彼ヵ先祖右京 あり、 完 日ニハ ヨリ 和 人の出身地は高田町 九年と明暦 吉原家の墓が並んで 商 人ノ司ヲ勤シ 家ノ が前っ 酒饗アリ 一年の一 市 治神ノ ٢ 云 いる 通 仮 屋ヲ 昔ヨリ 義 が が、 元 へ 商 作 掲 建 載 吉 立 原 市 セ

なっ

た南山地方の数村を記入している。

(農栞市之巻には吉原家について次のように述べている。

当村ニ払戸義原ト云者有リ 是者天下二六人之商人司 其内

0

次の名判の古文書を掲げ、 天下六人の商 残ル三人 下野国宇都宮ノ貞林 雖 人司 徘徊西国 については、 その中に次のように数えあげている。 未聞其住所分明 越後国ノ 高田 義井 組郷村土 当所 一地帳 愛称熊野権現之印文 ノ義原 に吉原宇右 最住東国 衛門 義

軸書有之

原家が うち 吉原家は熊野山 その六人とは酒歳 軸之書を所蔵していたことは、 俣氏を亡ぼして、 とのうち宇都宮の貞林家は近世前期に実在していた。 (他国之商人諸事出 牟)交通について宇都宮の商 という古文書であろう。 Ō 『国之商人諸事出入 簗田代々策配埓明申覚」の中にふくまれてトの簗田家・吉原家の係争に簗田家から藩庁に提出した「当所商 田 所蔵してい 村払戸吉原家由来」によれば、 払戸が吉原家の始祖であると記載している。 吉原家が天下六人の商人司 [系統の修験山 た熊野権現 領土を下野国に拡張したとき、 長命・ 野 人司の貞林家と交渉した古文書を、 法 伏の出身であると思われる。 々河・麻葉・蔵津と払戸であり、 高田組郷村土地帳に記されている 印一軸之書とは後述する「連釈之大 の一人であり、 熊野権現の六人の臣にして、 簗田家は諸国 熊野権現之法印一 との点から払戸 芦名盛高 当時の吉 その 寛文 商 が Λ 小

5

五

いるから、 吉原家が 四 高田 文安以前 加 见 村に居住したのは何時 1 からであることはいうまでもない。 匹 匹 八)年間に先祖の一人が長光寺を建立して とろからか不明である。 吉 原家は高 しか

> 方式は、 原型であっ れ 0 \boxplus たにち 開設によるものとは異なり、 領土内の各地に定期市を開設したと思われる。 館の城主であっ 中 が 世の修験山伏を商人司とする定期市の形態や市場法度の いない。 た小俣氏の許可を得て、 したがって「連釈之大事」に述べている市立て 修験山伏の市立て方式によって行 高田村をはじめ、 との定期市は近世 小俣氏

修験山伏による市立てについての考え方

たと考えられるだろう。

五

われるから、 定期市があったとするならば、 天野家に所蔵されている熊野権現法印文 は長文である。 連釈之大事(8) あえて全文を記載することを許され しかし日本のどとかで修験山伏を商 今後のその研究の参考にもなると思 軸之書である「連釈之大 たい 人司とした

国相伝之事

緒 肩 = 依テ大般若経ノ箱ノ緒也 天笠ニテハ本釈ト名付ク ハ之也 サレタリ 日本ニテハ連 其後例吉キ儘ニ連釈ト名付タル 故ニ其名ヲカタチト云 一般ト云 三蔵法師ノ玄弉大般若経セヲイ給フニ 唐土ニテハ別釈ト云 クラ事 伊勢天照大神天逆鉾ノ緒 ٢ 云 大乗妙典ノ箱 亦ハヲイノ

日 済 B 度セ 本 熊野権現之御本地ヲ委奉尋 人王十二代之景行天王 波羅祭城之帝 ント 日 本 国エ テ 御 御下 座 ノ御字ト ス 也 向 ル = ア 雖然モ テ熊 仏生国摩詞陀国 野 東方大日本国之衆生ヲ 権現ト顕レ給フ也

ヲ

١

+

渡シ給

ヒケル

熊 野 権現御供之人数之事

下テ 須歳 市町ヲ立始給フ也 長 合 払戸 野 Þ 河 浅 波 蔵 主 以上六人此人二日本 修験連釈ケンゾクトハ親子兄弟ノ如 ンゾクハ兄弟ノ 如 ク也 シ 修験 親 連釈ハ子

日本ニ町立始 マル 事へ 和 泉ノ堺之花香町 ヺ 立 始 ٢ 云 也 六

斉ノ市ハ之人ノ司ナル カ故 也

顕レ給フ \Box 日本国之始マル時ハ カイノヲョブ程 此ョリ 東ニ下リ 橋無河ニハ橋ヲカケ 南方ニ向テ居給フ時 テ ハ駒 ノヒヅメノヲヨ 橋 ヤ ノヲ ブ タ 3 住 バ 吉之明神 ヌ Ш 海

舟ヲ作リ浮ベテ 連釈ヲ始メ玉 ラ也

三千八品ノ売物買物四十四 遠クノ人ハ聞テノ悦ヒ 近クノ人ハ見テ 流ノミセ ノ物 ノ祝 セ ۲ ヲ 1 地 カ 頭検断問所 ツギ申ス事 天

宿ノ方々 寿命長遠 東方作が九千歳 ゥ ツッラガ八万才

、日本国三関之事

下

泰平国土安穏富貴万福

白川三所 ノ関 相坂ノ関 赤間関是也

三渡之事

浜之事

四 一ケ浜 いノ事 和泉 ノ堺ハ マ 鎌 倉 ュ 1 ガ 浜 若狭ノヲハマ

奥州 ノソソ ١ ノハマト云

津之事 重 エテ可尋

サ ツマの坊 ジ津 伊勢ノアナ津ト云

連 釈次第之事

上ノ連釈ハ八寸ニ分ニ給フヘシ 亦上連釈ハ八寸結ビ 下 · ノ 連

荷 釈 共 々 = 寸八分二可 ハサム共不苦也 結 下連釈へ七寸可結

連釈ヲ懸 ルー 八相 抱袴着 可 懸也

後ハムシロヲ二重 其ノ名ヲ壇ノ板ト云也 折当 一ル事 其ノ故也 私之連釈ヲ懸ル荷物 下ニ置・ 一ク時 下 =

高

台ヲ当

フリガケニスルナト口伝可聞 カニ軽クトモ振上懸ケベカラス 也 振懸ハ大凶事也 故 ハ調伏時

商人ニ礼儀如

礼シテ可 修験ニ合テハ着笠ヲ抜 通 若急カバ テ胸当 礼ト斗シテ可通 在ニフミヨケテ両足ソロ 能 々被伝可聞

連釈法度之事

親方ノ知ラヌ 俱人之弥ヲ乞タル物ヲ不可売事 間 ハ前

座 ラ不可

売事

呼売不可仕事 商物ヲハクモン屋ニテ売買ベシ

サ · 銖不持 余ノハ カリハ不苦也

初

心ノ法度ニ前紙ヲ不可敷

ミセ

縄引え

三千八品ノ売物之中 ニヒロゲヌ物ニハ七尺ノバウ 魚也

其外ハ何モヒロ ーゲベシ

イタカノ売物 飴 興 * 茶 其余不可 売也

ハウノ 売物 シリ ガ 1 サ シ 茶セン 其余不可売也

虚 ク グツ 僧 ノ沙汰ハ 売物 声ヲ立テ ヲ サ ク シ 物乞フベカラス チヤ ウ チン 其余不可売也 尺八吹テ可 通

Ш 伏 ニヲ / 荷フペ カラズ カ セ 1 = カ ケテ用ペシ

のが元本である。元和七年は蒲生氏が領主時代であった。竜伏寺は	いたのごぜ けいせい たたみ むしろ かきぬい みのうり
ものであるが、文書は恵祐上人が伝えきて、境作之熏に授与したも	下町十二間
との文書は若干の資料批判が必要である。奥書は後世に書加えた	者り
	物 さしかき ちゃうちん な辺 かま 阿く すみ くし
濃淡二書候様ニ相見申候	鍜治 番匠 白器 ごき い勢物 土器 塩 阿い物 見た
此書元本通り写置物也 且授与 境作之熏ト申文字 墨色□□而	と婦く 朱 米 大豆 紙 絵物 紺かき 弓矢 蠟燭 油
	須菜 長命 払戸 野々河 麻薬 蔵津
阿闍利法印 惠祐上人伝之 印	一 上町四十八間ノミセ棚ノ次第ノ事
竜伏寺 印	故ニ宿町ヲ立ルニハ別而阿弥陀 薬師ヲ信仰申スヘシ
元和七年一件月十二年 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	下町十二間ハ薬師ノ十二大願ヲ表ヌル也
授与 境作之亟	上町四十八間ハ阿弥陀ノ四十八願ヲ表スル也
	十間ト云也
住吉之大明神ヲ奉祭リ也	一 上町四十八間 下町十二間 合テ六十間也 去ル程ニ宿ヲ六
一 銭 一貫三百三十文 以上外ニ	表スル也
一 秦 一 一 腰懸ノ俵	日ノ数ヲ表スル也 広サヲ十二ヒロニスル事ハ 一年十二月ヲ
一 鍬 二具 一 馬 一疋 一 餅 三百	一 宿町ヲ立ル事 先ワ以テ三百六十ヒロニ積ル事ハ 一年中ノ
一 刀 一腰 一 十二ノ手箱 一 鏡 一面	有之 能々口伝スペシ
一 麻 三束 一 紙 三束 一 扇 三本	母袋也 母用モ筆数ハ同也 亦ハ母袋緒ハ我等臍ノ尾也 結プニ習
一 紺 三ッ 一 布 三ッ 一 袴 一具	母袋トハ母ノ袋ト読ム物也 其レヲヤツシテ用袋ト書ク也…本字ハ
一 酒、三具 一 絹 一足 一 帯 三節	ノ開ニハ四十二ヒダ有之 其レガヒロガリ生ルル物也 去ルニ依テ
一 山肴一かけ 一 川肴一かけ 一 海肴一かけ	入レ又物也 亦母袋ノ口ヲハヌイツメヌ事ハ 我等生ルル時ハ 母
市祭供物之事	依テ母袋ノ中ニ入レタル物ニ役ハ無也(去ルニ依テ七尺ノパウヲハ
門外に たんぐわ 風呂屋	母ノ食物ヲ除テ九ケ月母ノ胎内ニ宿ル也 其レヲ表スル也 其レニ
志らびゃうし	夫レ母袋ト者 我等母ノ胎内ニ有之時ノ衣那也 其衣那ヲ冠リ

ら提出された証拠文書の一つであるが、 という。 ら竜伏寺に伝ってきたことは否定できない。 これでは資料批判として体裁もなさないが、 あるか、 四年)に呉庵比尼が熊野権現の夢告により竜福山熊野社を勧 大日本寺院総覧によれば、 のかわわからない !会津郡荒海村にある新義真言宗豊山派の竜福寺であると思わ との文書は寛文五年の簗田家・吉原家の係争のとき、 吉原家と彼の関係はいかなるものであるかはわからない。 竜伏寺は竜福寺であり、 との寺院は長久年間 熊野修験と関係があったと思われ 問題は境作之感とは何者で 元本が元和七年以前か その奥書も何時書いた 吉原家か 請した れる。

屋(且過屋)もおかれていた。 屋(且過屋)もおかれていた。 と、これらの売買する商品 であろう。定期市の参加者は市場商人と漂泊商人であった。 原泊商 のさを添えていた。 定期市の参加者は市場商人と 原泊商人であった。 原泊商 にある。 定期市の参加者は市場商人と 原泊商人であった。 原泊商 にある。 に期市の参加者は市場商人と 原泊商人であった。 原泊商 にある。 に関山が出蔵界を意味すると考えていたから、 修験山伏の定期市で

供えて市祭をしたのであった。定期市はこの街村にはさまれた街 った。上町と下町の境に中御堂をおき、 る。 う月日 十二ヒロであった。との数的根拠は一年が十二月、三百六十日とい に見世棚が設けられたが、その長さは三百六十ヒロであり、 づく宗教的数であり、それぞれを上町の入り口と下町の入り口に祭 ていた(図2)。この根拠は阿弥陀四十八願と薬師十二大願にも さではなく、市町の家数であり、これらは二列に並び、街村をなし 「宿町ヲ立ツル事」において定期市の形態と構成が図示されて 上町四十八間、下町十二間、合セテ六十間というのは、 の数からわりだしたものであった。 住吉大明神を祭って供物を 修験山伏が商 人司となっ 市町の長 間口

ハ、修験山伏の市立て方式

文からみて違和感を感ずるが、熊野山伏は金峯山が金剛界を意味し、による定期市の定目規定である。との中にあって「母袋之事」は全司の地位にある由来を証明している。「連釈次第之事」は修験山伏と考えられる。とのうち「国相伝之事」は吉原家が宗教上から商人との「連釈之大事」は修験山伏が市立てする場合の原則であった



門

図2 修験山伏の市立図

た定期 路にこのように 市 治 原型であ 0 形 態は四十八軒の上町と十二件の下町 構成された。 たと思われ る。 これは中世の修験山 伏 からなる市 K よる市 町 町 Ō 定 街

から が 近 これは街村が発達して家数が増 世 い初期の 二軒 分であるが、 高田 村の街村が上町と下町からなりたち、 上 町 Ō 土 地割 加したからである。 が四十八軒をはるかにこえる 下町 0 主 地

七、結 語

なっ の簗田 ぼされ 0 ようになり、 方式による定期市を開設してい 領土としていた小俣氏の許可で、 原型が た。 田田 当家が、 中世から会津盆地の南部から南山、 宣定期市 たので、 街村形態の中に発見することができる。 近世の高田定期市と街村は大きく発達して変容したが、 吉原家の商 芦名氏の新領土に 0 芦名氏の許可によって商人司 商 人司であっ 人司 の地位は高田村だけに限られ た吉原家は、 た。 まで商人司として定期市を管理する その領内各地に 近世初期に小俣氏は芦名氏に亡 さらに下野国 中世の修験 をしてい 修 験 た若松城下町 Ш 山 一の北部 伏 伏 の出 るように Ø 市 立て そ

力圏 0 れて交替したと考えられ 商 人司 原家の修験山 近世大名の藩政末端機関として政治的権力に としての簗田家の近 伏による商 世 人司としての中世的・ 的 • 政治的な商業勢力 宗 圏 密 教 に再 着 的 な商業勢 た新興 編 成

の原則の考え方は宗教的な色採が強いものであった。それは中世的中世的な修験山伏が商人司として定期市を開設する方式であり、そ天野家の所蔵する熊野権現法印(軸之書である「連釈之大事」は、

復原し、 野 行 人 解 な市立て方式であっ 明するには、 家文書所蔵 動歴史地理学の研究として結論するのである。かゝる視点から天 Þ は かゝる歴史心理 とれを解釈し 0 当 連釈之大事」を見直す必要があろう。 時 た。 Ó 人々の をもって行動して市町と定期市を開設したと なければならないことを強調したい。 中 一世の市 心理 立てはいかなるものであっ (歴史心理) から、 市立て構造を 当 たかを |時の

(筑波大学歴史・人類学系)

注

- (1) 御郡中日市見世場之次第 延宝三年 簗田家文書二四
- (2) 簗田仙右衛門由来之覚 寛文十三年 簗田家文書六号
- (3) 高田組郷村土地帳 寛文五年 天野家文書
- (4) 前掲(2)
- (5)築田・義原市場之公事御裁許 寛文五年 築田家文
- 6 天野家文書 くの古文書 1を編集したもの これは近世後期に で、 桜農栞と 高 田 村 0 郷 頭 S 田 神 中 社の 重 好 が
- (7)天野家文書 郑頭田中重好著「高田徴古録」

駅

の巻・市

の巻

村中之巻・雑

の巻の五巻から

なる。

(8) 天野家文書 元和七年

Aizu-Takata, market town held by the intenerant priest in the Middle Ages and its historical psychology

Toshio Kikuchi

In this paper I discuss the feature of Takata, market town, of Aizu basin in the feudal age. Aizu basin was divided two domains of the periodical market in that times. Many periodical markets were managed by the Yanada's group which belonged to the larger land lord. The other few periodical markets, on the southern part of the basin, were managed by the Yoshihara's group which united to the smaller land lord. Yanada's domain spread out in the sourthern part of the basin, as the larger land lord defeated the smaller land lord in the battle of the latter feudal age. Yoshihara's domain was reduced and managed only Takata market which was permitted by the larger land lord.

Takata periodical market was different from the other periodical markets of the latter feudal age on the origin and the structure of the market. It was the old system in the former feudal age. It was because that Takata periodical market was managed by the Yoshihara which was the itinerant priest of Kumano mountain since the former feudal age.